第三十二条の次に次の一条を加える。

（信書便約款）

第三十三条　特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（審議会等への諮問）

第二条　総務大臣は、この法律の施行前において、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「新信書便法」という。）第二条第七項第三号の総務省令の制定及び新信書便法第三十三条第三項に規定する標準信書便約款の制定のために、第二条の規定による改正前の民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「旧信書便法」という。）第三十七条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た郵便に関する料金であって第一条の規定による改正後の郵便法第六十七条第五項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定により認可を受けている信書便約款は、新信書便法第三十三条第一項の規定により認可を受けた信書便約款とみなす。

2　この法律の施行の際現にされている旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定による信書便約款の認可の申請は、新信書便法第三十三条第一項の規定による認可の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条のうち民間事業者による信書の送達に関する法律第三十九条の改正規定中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○国土交通省令第四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員十人以下のもの」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。